

令和5年度甲斐市障がい者就労施設等からの物品等の調達方針

1 目的

本市では、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第9条の規定に基づき、障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針（以下「調達方針」という。）を定める。

2 適用範囲

調達方針は、本市の全ての機関における物品等の調達に適用する。

3 調達の推進方法

- (1) 障がい者就労施設等からの物品等の調達にあたっては、分野を限定することなく、また可能な限り多くの障がい者就労施設等から調達するよう努めるものとする。
- (2) 障がい者就労施設等が提供する物品等の内容など、その調達の推進のために必要な情報提供を行うものとする。
- (3) 障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進は、国や山梨県における障がい者就労施設等からの調達に関する方針、本市における各種施策との調和を図るものとする。
- (4) 障がい者就労施設等からの物品等の調達を随意契約により行う場合は、予算の適正な執行並びに競争性や透明性の確保に留意しつつ、障がい者就労施設等からの調達の推進に配慮するよう努めるものとする。
- (5) 障がい者就労施設等からの物品等の調達にあたっては、可能な限り計画的に行い、納期の設定等に配慮するよう努めるものとする。

4 調達の対象となる障がい者就労施設等

調達方針の対象となる障がい者就労施設等は、次のとおりとする。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく施設等
 - ① 就労移行支援事業所
 - ② 就労継続支援事業所（A型・B型）
 - ③ 生活介護事業所
 - ④ 障がい者支援施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る。）
 - ⑤ 地域活動支援センター
- (2) 障害者優先調達推進法の政令に基づく事業所
 - ① 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。）に基づく子会社の事業所（特例子会社）

- (2) 重度障がい者多数雇用事業所（次のア～ウの要件を全て満たすもの）
- ア 障がい者の雇用者数が5人以上
 - イ 障がい者の割合が従業員の20パーセント以上
 - ウ 雇用障がい者に占める重度身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者の割合が30パーセント以上
- (3) 障害者雇用促進法に基づく在宅就業障がい者等
- ① 自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障がい者（在宅就業障がい者）
 - ② 在宅就業障がい者に対する援助の業務等を行う団体（在宅就業支援団体）

5 調達を推進する物品等

本市が調達を推進する物品等は、次のとおりとする。

区分		具体的な物品等の例示
物品	事務用品	図面袋、はがき、フラットファイルなど
	食料品等	弁当、飲料、加工食品、パン、菓子類など
	小物雑貨	トイレットペーパー、手芸品、花苗、洗浄用具など
	その他の物品	プラスチック製品、寝具、バイオディーゼル燃料など
役務	印刷	名刺、チラシ、製本など
	クリーニング	クリーニング、リネンサプライなど
	清掃・施設管理	清掃・除草作業、施設管理など
	情報処理	データ入力、ホームページ作成など
	その他の役務	袋詰、資源回収など

※上記は、調達を推進する物品等の一例であり、本市において調達可能な物品等であれば、上記以外も対象とする。

6 物品等の調達目標

調達の目標は、前年度の調達実績を上回ることを目標とする。

7 調達方針及び調達実績の公表

- (1) 本市における障がい者就労施設等からの物品等の調達方針については、市ホームページ等により公表する。
- (2) 調達実績については、会計年度の終了後、遅滞なく調達の実績の概要を取りまとめ、市ホームページ等により公表する。